

その他のご質問

その他

質問内容	回答
<p>ウラン試験で発見されなかった不具合が、アクティブ試験で発見されたらどうするのか。例えば人が入って直さなければいけない配管等で漏えいがあった場合、相当の被ばくがあると考ええるが、その場合は事故に区分されるのか。</p>	<p>アクティブ試験において不具合などが発生した場合は、その発生した箇所により対応が異なります。</p> <p>人による直接補修を想定している箇所では、予め作業内容に応じた作業計画を策定し、それに基づき作業を実施します。作業者の被ばくが十分低くなるよう、配管や機器内の放射性物質を取り除いたり、放射線量の高い箇所を遮へいするなどの十分な対策を講じた上で、補修作業を実施します。</p> <p>また、予め遠隔操作による補修や専用キャスクによる交換などを行うことを想定している箇所では、これらの機器により対応を行います。</p> <p>いずれにしても、補修作業などに伴う作業員の被ばくが、法令の限度を超えないことはもちろん、不必要な被ばくがないように対応を行います。</p>
<p>周辺市町村への連絡内容については、今後結ばれる安全協定によって内容が拘束される。現時点ではどのような内容について周辺市町村に報告するのか。</p>	<p>ウラン試験に関する安全協定については、県当局をはじめとして検討中です。</p> <p>なお、現在締結している使用済燃料受入れ・貯蔵施設の安全協定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の放出状況 ・使用済燃料の貯蔵量 <p>などを報告することとしています。</p> <p>なお、青森県ではその報告内容を公表しています。</p>
<p>前回、プール水漏れの反省として、トップマネジメント（社長）自らの関与が大きな改善策ポイントとして挙げられていました。今回、社長が不在のまま、ウラン試験の説明というのではトップマネジメントの関与をうたった前回の反省はどこへ行ったのですか。</p>	<p>今回の説明会には、代表権を持った副社長を含めて、責任ある説明ができる人員を配置して対応しています。</p>
<p>今後トラブルの発生に伴いマスコミが面白おかしく報道する事も考えられるが、仮に所沢のダイオキシン問題のように、誤った報道等により風評被害が発生した場合、日本原燃としては抗議を行うのか？また補償は誰が行ってくれるのか。</p>	<p>万が一、当社施設の運転などに起因して風評被害が発生した場合には、当社は被害を受けた方と誠意をもって話し合い、解決に努めていく所存です。しかしながら、話し合いで解決できない場合には、国においては「原子力損害賠償紛争審査会」、青森県においては「風評被害認定委員会」があることから、当社としては、これら公正かつ適切な第三者機関の判断にしたがって、必要な補償をしていく所存です。</p> <p>また、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく損害賠償措置額（再処理工場は600億円）が定められていますが、この額を超えた場合には、国が事業者を支援することとなっており、損害賠償額の上限は定められていません。</p>
<p>ウラン試験中に起きたトラブルにより風評被害及び実被害が生じた場合、相当因果関係が証明できない場合でも、損害補償を行うか。また、賠償金額に上限があるならいくらか。</p>	<p>なお、トラブルなどの情報の公開については、発生した事象が重大なのかどうか、環境への影響や運転への影響などを整理し、3つの情報区分を設け、地域の皆さまに、できる限り分かりやすい形で、お知らせするなど適切に対応します。</p>

その他のご質問

質問内容	回答
<p>現在進行中の通水試験、化学試験の進捗率は？もしも遅れているとしたら、何が原因ですか？</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋における化学試験の進捗率は12%であり、それ以外の主要な建屋は化学試験を終了しています（平成16年5月31日現在）。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋は、ウラン試験の最終段階に入るまでに化学試験を終了する計画であり、試験は予定通り進捗しています。</p>
<p>工事対応を終了していない不適合を残して何故ウラン試験を急ぐのですか。</p>	<p>ウラン試験に必要な工事は全て終了してから、ウラン試験を実施することとしています。</p> <p>また、ウラン試験開始以降に工事を実施するものについては、ウラン試験を実施する上で保安上の影響がないことを確認しています。</p>
<p>化学試験報告書によると、まだ工事対応等を終了していない不適合が67件残っており、そのうち11件は、ウラン試験以降に持ち越すとのことですが、不適合は、ウラン試験までに、なぜ、済ます方針を持たないのですか？その方が安心だと思います。早く理由は何でしょうか？</p>	<p>化学試験報告書（その1）では、化学試験として再試験が必要な不適合等が2件、試験目的や試験結果に影響がない不適合等で機能確認等が必要な不適合等が35件としていました。</p> <p>化学試験報告書（その2）では、前者のうち1件の再試験が終了し、後者のうち32件が必要な改造工事等を終了し、これらは良好な結果を得たとしています。前者の残り1件はウラン試験中に、後者の残り3件は各建屋のウラン試験開始前までに改造・工事等を終了することとしています。これら両者の残件数を合わせて、工事等の終了していない件数が4件としたものです。</p>
<p>短時間での一回の説明では、とても「御理解」は困難です。拙速に走ることなく（どうもスケジュール優先に見えて仕方ありません）、何度でも繰り返し県内各地での説明会を開催してください。</p>	<p>地域の皆さまへの説明については、説明会に限らず、色々な形で対応したいと考えています。なお、今後の説明会の開催にあたっては、色々な方々のご意見などを伺いながら、柔軟に対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>今日のウラン試験の説明会と開催中の県議会の会期中の安全協定素案の提示。とてもよくできたタイミングだと思います。どこかで仕組みられたスケジュールのように感じます。前回の水漏れの説明も県民が十分に納得したとは思えません。水漏れ説明後の経緯進展も含め県内各地での時間をかけた県民の納得行く説明会の開催を求めます。</p>	<p>このような説明会を実施することは、非常に良いことだと思いますが、今後、県内で同様の説明会を実施する予定はあるのでしょうか。</p>

質問内容	回答
<p>品質保証訂正に関しての5つの反省点 (略)品質保証上の配慮が十分でなかった ・・・・(略)十分でなかった ・・・・(略)適正さを欠いていた ・・・・(略)確立がなされなかった から・・・(略)トップマネジメントの関与が不足していた が、全て改善された、と言える状態になってから、ウラン試験を行うべきではないでしょうか。 今は、将来のウラン試験でのトラブル事例の説明を聞く段階ではなく、過去のトラブル事例又、不適合を説明、改善を行うべきと考えるがいかがでしょうか。</p>	<p>品質保証体制改善策は、 1. トップマネジメントによる品質保証の徹底 2. 再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善 3. 品質保証を重視した人員配置と人材育成 4. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底 の4件の改善項目と「信頼回復に向けた取組み」を実施することです。 これらの取組みについては、トップマネジメントに関しては、品質保証室の設置、品質方針の策定と全従業員への周知、顧問会の設置など、再処理事業部の改善に関しては、各種要則、規定類の制定・改正及び品質管理部の設置、人員配置・人材育成に関しては、ISO研修の継続的实施、品質保証・法令遵守などの教育や業績評定への追加、協力会社を含めた活動の徹底に関しては、より良いコミュニケーションの確立のための品質保証マネジメント会議などの設置などを実施してきており、改善策のシステムの枠組みは、ほぼ出来上がったものと考えています。 しかし、品質保証とは、改善されたこれらのシステムを実際に回し、継続的に改善を進めていくものであることから、今後、社長指揮のもと品質保証室が中心となり改善のサイクルを回していきます。 また、信頼回復に向けた取組みでは、地域の皆様からなる地域会議の設置や、これらのご意見を当社の事業に反映する広聴政策会議を設置し、運営を開始いたしました。これらの取組みについては、今後とも継続させていくとともに、品質保証体制の改善状況も含め、地域の皆さまに分かりやすい情報の公開を進めていきます。</p>
<p>再処理工場の健全性が確認されたとした後にも不良箇所が見つっていますが、これでもう不良箇所はなくなったのですか。とにかくあなた方のやる事は心配だけです。</p>	<p>化学試験期間中に発生・発見された不適合等は、性能・機能に係るもの、取り扱い中の破損、改善事項が主です。 また、品質保証体制点検対象外のもの、品質保証体制点検以降に改造したものの不具合がありました。 試験運転の目的の一つは、各設備の機能や性能を確認し、設計上の問題点や、設備の改善点や不具合を見つけ出し、調整や手直しを行うことにあるので、この点をご理解いただきたい。また、設備は、使っているうちに、腐食や磨耗などにより、性能が低下したり壊れたりする可能性もあると考えています。この点もご理解いただきたい。</p>

その他のご質問

質問内容	回答
<p>自民党の河野太郎議員が、再処理路線の見直し発言をするなど、中央でも慎重論が出てきているが、ウラン試験の開始を急ぐ必要があるのか説明願いたい。</p>	<p>平成12年11月にとりまとめられた国の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」においては、原子燃料サイクルの推進は適切であるとの評価がされており、昨年8月に原子力委員会がとりまとめた「核燃料サイクルについて」や10月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、その重要性が国として再確認されたところです。当社としては、今後も再処理事業をはじめとするサイクル事業の着実な進展に邁進する所存です。</p>